

支給認定基準を定める条例

松戸市子ども部

幼児保育課・子育て支援課

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。
- 根拠政令 子ども・子育て支援法第20条3項に準じて、条例制定

2. 認定について

- 保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定。
- 原則として、市町村からの認定を受けた後で施設へ申込みすることが、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園内定の施設(幼稚園・認定こども園)を通じて、市町村へ認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みとする。

支給認定区分

	保育の必要性 なし	保育の必要性 あり
3歳以上	<p>教育保育標準時間認定(=1号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分) 	<p>保育認定(=2号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3歳未満	<p>認定なし</p> <p>【利用する教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>保育認定(=3号認定)</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業



保育短時間	保育標準時間
1日、最大8時間の保育利用が可能	1日、最大11時間の保育利用が可能

3、保育を必要とする事由及び必要量

	国基準案	松戸市基準(案)
事由	<p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 (一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>※下線部は、現行の保育の実施に関する条例から新たに追加されたもの</p>	<p>国の基準どおり</p>
保育の必要量	<p>○保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり 120時間程度)</p> <p>○保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲</u>で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする)</p>	<p>○保育標準時間： 1日11時間まで (就労時間の下限は、1ヶ月あたり 120時間程度)</p> <p>○保育短時間： 1日8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり64時間とする</u>)</p>

4. 施行期日

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。